

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第6号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年2月12日
総 務 局

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の特務手当（以下「手当」という。）の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の特務手当（以下「手当」という。）の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 市立高等学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。<u>第6条</u>において同じ。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>○川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 市立高等学校の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。<u>第7条</u>において同じ。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>